

議事録（概要）

会議名	芦屋町障害福祉計画推進委員会(第1回)					
会場	芦屋町役場3階31会議室					
日時	平成29年1月27日(金) 14:00~15:40					
委員の出欠	委員長	今村 浩司	出	委員	吉永 修二	出
	副委員長	小徳 薫	出	委員	戸田 景子	出
	委員	松岡 泉	出	委員	道方 ひろみ	出
	委員	黒岩 淳	出	委員	田中 信代	出
	委員	桐田 典彰	出	委員	石松 健吾	出
	委員	米田 利夫	出	委員	梶原 典子	出
件名・議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員会の傍聴と議事録の公開について 2 第3期芦屋町障害者計画及び第5期芦屋町障害福祉計画の策定について 3 アンケート調査、団体ヒアリングの実施について 4 計画策定に関するスケジュールについて 5 第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）の平成27年度評価について 6 その他 					
合意事項 決定事項	<ol style="list-style-type: none"> 1 委員会の傍聴と議事録の公開について <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例、芦屋町障害福祉計画推進委員会傍聴規程（案）及び議事録の公開方法について説明し、了承された。 2 第3期芦屋町障害者計画及び第5期芦屋町障害福祉計画の策定について <ul style="list-style-type: none"> ・計画策定方針について説明し、了承された。 3 アンケート調査、団体ヒアリングの実施について <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査票、ヒアリング調査実施概要（案）について説明。アンケート及び団体ヒアリング方法について意見が出され、内容を再度事務局で検討し、委員長・副委員長と協議して実施することとなった。 4 計画策定に関するスケジュールについて <ul style="list-style-type: none"> ・芦屋町障害者計画・芦屋町障害福祉計画策定スケジュールについて説明し、了承された。 5 第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）の平成27年度評価について <ul style="list-style-type: none"> ・第4期障害福祉計画 平成27年度評価について報告した。 					

第1回 芦屋町障害福祉計画推進委員会 議事録

○日時

平成29年1月27日（金） 14:00～15:40

○場所

芦屋町役場3階 31会議室

○協議事項

- 1 委員会の傍聴と議事録の公開について
- 2 第3期芦屋町障害者計画及び第5期芦屋町障害福祉計画の策定について
- 3 アンケート調査、団体ヒアリングの実施について
- 4 計画策定に関するスケジュールについて
- 5 第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）の平成27年度評価について
- 6 その他

○傍聴者

なし

議事1 委員会の傍聴と議事録の公開について

- 事務局から芦屋町障害福祉計画推進委員会設置条例、芦屋町障害福祉計画推進委員会傍聴規程（案）及び議事録の公開方法について説明。

（委員）

- ・了承

議事2 第3期芦屋町障害者計画及び第5期芦屋町障害福祉計画の策定について

- 事務局から芦屋町障害者計画・芦屋町障害福祉計画策定方針について説明。

（委員）

・最近障がい者を取り巻く環境も変わり、法律的には差別解消法ができて、県の条例が制定される。芦屋町でも、障害者差別解消法に伴う町の条例制定の請願書が採択された。今回、芦屋町障害者計画・障害福祉計画の策定にあたって、委員の皆さんが承知しておくべき、障がい者を取り巻く環境の変化、また、新たに関連団体などの設置があれば、その説明をお願いしたい。

(事務局)

・関係団体については、平成27年8月、身体・精神・知的の3障がい者が一体となった団体として、遠賀郡障がい者団体連絡協議会ができた。先ほどの条例の請願もこの団体が出しており、芦屋町でも、この協議会と条例の制定について協議を行っている。また、県の条例については、昨年度制定するとの発表があった。現在、県がどのような条例を制定するのか、その動向を見ている状況である。

(委員長)

・両政令市でも条例制定について有識者会議が始まったということで、そういった動向を見ている状況とのことである。委員が質問したことについては以上でよろしいか。

(委員)

・了承

議事3 アンケート調査、団体ヒアリングの実施について

- 事務局から、芦屋町障がい者福祉に関するアンケート調査（調査票A・B）、芦屋町障害者計画・芦屋町障害福祉計画策定に関するヒアリング調査実施概要（案）を説明。

(委員)

・アンケート調査で、本当に障がい者の方の意見を吸い上げることができるのか。もう少し個別に、抽出でもいいので本当の意見が吸い上げられるようなヒアリングを実施したらいいのではないか。

また、アンケートの実施については5年半ぶりということだが、生活支援関係は3年計画で作成していることを勘案すれば、もう少し短い、半分ぐらいの期間で実施した方がよいのではないか。これは、今後の課題として検討していただければと思う。

(委員)

・知的障がい者の場合、障がい軽度であれば自分の意見を言えるが、重度の場合はそれができないので、親の意見を反映することになってしまう。それでいいのかという疑問もある。個別ヒアリングを行う場合、本人の意見を聴取することが難しいという課題がある。

(委員長)

・ご指摘のような点も十分に配慮して頂き、声なき声をどう拾っていくか、今後工夫をしていただくことになる。

(委員)

・精神障がい者は外との関わり方が難しいので、対面での調査は非常に難しいところがある。アンケートで意見を正確に把握するのであれば、各施設の職員にヒアリングをして、利用者の声を拾うのが一番いいと思う。

(委員)

・今回のアンケートでは、5年前に比べ新しく出ている課題として、差別解消法に関する項目を組み込んだ方がいいと思う。差別に関連する経験の有無や、逆に配慮された場合の好事例を聞くなど、項目を加えるだけでもいいと思う。

(委員長)

・現在の案でもご指摘のあった部分の意見を聞くことはできるが、内容的に、もう少し詳細にみていく方がいいという意見もあるかと思う。これらの意見は事務局で再度検討することになるのか。

(事務局)

・今日頂いた意見をもとに、再度事務局で調整し、その後委員長、副委員長に諮り、最終的な決定をさせていただきたい。

・事務局から修正の提案である。資料5のB票の間2で、心の病気と診断された際の年齢を質問しているが、対象者の中には、必ずしも病気の診断を受けていない方も含まれており、現在の聞き方では回答する気を無くされてしまう恐れがある。よって、間1の後で間3の診断名を問う形にして、その後に診断を受けた年齢を聞く様式に改め、また間4も、診断を受けた病気の状態といった内容に置き換えるようにしたい。

(委員)

・了承

(委員長)

・では事務局の提案通りとする。アンケートの件は、大体このような形で進めたい。団体ヒアリングについてはいかがだろうか。

(委員)

・団体ヒアリングは、具体的にはどのような形で実施するのか。

(事務局)

・事前に対象となる団体に調査票を配付し、回答が終わった後に内容について詳細に聞き取りを行う形を想定している、普段支援者として接している方の意見を、先程説明した当事者へのアンケート調査結果を出した上で、対面で話を伺いたいと考えている。

(委員)

- ・聞き取りの対象は職員か。

(事務局)

- ・職員に限るということではない。資料に対象団体の例を挙げているが、この構成を考えると、中には当事者もおられると思う。具体的には団体から選出していただいて、意見を聞ければと思っている。

(委員)

- ・昨今の障害者総合支援法でも示されているように、障がい者への対応として、相談支援の部分が非常に重要になっていると思う。その相談支援を通して感じておられる課題などを、このヒアリング調査の質問項目でカバーできるか、微妙であると思う。支援者の視点をどうやってこの中に入れるのかが重要ではないかと思う。

(委員長)

- ・現在想定されている支える会、親の会、家族の会等々のほかに、そういった方々を社会的にサポートする、相談支援事業所等も含めた実施が重要ではないかというご指摘である。

(委員)

- ・やはり生身の声を行政がどのように捉えるかということが重要だと思う。そういう意味では、事業所の取り組み状況を把握し、行政がどうバックアップできるか検討することは重要である。現段階の資料には大まかにしか書いてないが、あとは実施の際に本音のところを聞いていただいて、行政が状況を掌握できれば手厚い支援ができるのではないか。そして団体からは、行政をいかに使うかということを考えていただいて、意見を出していただいたらいいと思う。

(委員)

- ・先ほど事務局の説明で、遠賀郡の障がい者団体連絡協議会ができたということであったが、ここはヒアリングの対象にはならないのか。

(事務局)

- ・協議会の取組みとしては、我々行政の活動に対する相談、条例化についての協議といった内容なので、ヒアリングの対象として障がい者の実情を深く聞き取る相手としては、現在挙げている身障会、手をつなぐ親の会、はまゆう家族会3種別の団体に聞いた方が効果的かと思い、対象には含めていない。

(委員)

・障がい者の団体と、障がい者が通っている施設側と色々と意見があると思うが、施設の中の問題はなかなか見えてこない。できれば施設にも、町からコミュニケーションをとって頂ければと思う。

(委員長)

・事務局では、ぜひご意見として検討していただきたい。

それでは、アンケートとヒアリングについては、今、委員の皆様から頂いた意見を事務局でまとめて、委員長、副委員長を含めて検討して実施するということにしたい。その進め方でよろしいだろうか。

(委員)

・了承

議題4 計画策定に関するスケジュールについて

●事務局から、芦屋町障害者計画・芦屋町障害福祉計画策定スケジュールを説明

(委員)

・了承

議題5 第4期障害福祉計画（平成27年度～平成29年度）の平成27年度評価について

●事務局から、第4期障害福祉計画 平成27年度評価を説明

(委員)

・資料8の2ページ目、一番上の表の下の括弧、「事業所が就労移行支援事業を廃止したため、現状では今後目標達成は見込めない」という部分だが、就労継続支援B型からの就労もあり、平成28年度は1名が就労している。

(事務局)

・国の基準としては、就労移行からの移行人数が求められており、その基準に従えばこの表のとおりになる。今回は27年度評価で、来年度は28年度評価を行うが、その欄外に、B型とか、みどり園の方から情報提供をしていただければ実績としてカウントしていくことになっていくと考えている。

(委員長)

・障害者総合支援法に基づく基準と、現状とのギャップかと思う。

(委員)

・今の意見に関連するが、就労移行には一応2年間の期間があるが、それで移行できない方はもう一度B型に戻るしかない。そういう現状を考えれば、ご指摘の通りB型からの就労も、人数に含めるべきではないかと思う。

(委員)

・所属している団体では、障害者手帳を持っている方は1名しか把握していないが、その方は今高校に通っているのです、どの人数に含まれているのかと思って説明を聞いていた。

(委員長)

・団体としては、自分たちの使えるサービスがあるのかどうか気にかかるということだと思う。

手帳の所持とか、認定区分を受けるとか、学校関係で支援を受けるための行政のしくみがわかりにくいのだが、事務局で説明頂けることがあるか。

(事務局)

・一般論だが、子どもの場合、手帳を持っていない方は多い。持たれている場合、療育手帳であることが多い。実際に特別支援学校への通学となると、芦屋町の方は古賀市まで通っている現状である。

(委員長)

・障がい者の支援とはまた別の分野での問題も関わってくると思う。なかなか難しい問題もあるようだが、事務局はご意見を参考にして頂き、委員の皆様からは、またこれから何かお気づきの点があれば、事務局に伝えて頂くこととしたい。

議題6 その他

●事務局から事務連絡

(委員長)

・最後に委員から質問や意見があればお受けしたいと思うがよろしいか。
特になければ、以上で第1回の障害福祉計画推進委員会を終了したい。

以 上